

「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

令和7年4月1日
奈良県福祉保険部介護保険課

1 指針策定の目的

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35第3項に規定する介護サービス情報の調査の実施について、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の47の2の規定に基づき、調査の実施に関する指針を次のとおり定める。

2 調査の実施

次のいずれかに該当する場合は、必要に応じて実地に調査する。

- 一 利用者等から、報告内容について事実と異なる旨の通報があったとき。
- 二 県及び市町村が行う実地指導等において、報告内容に虚偽が疑われるとき。
- 三 その他、報告内容の調査が必要と認められるとき。

3 その他

この指針に定めのない事項については、奈良県福祉保険部介護保険課長がその都度定めることとする。

附 則

この指針は、平成24年9月1日から施行する。

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

この指針は、令和7年4月1日から施行する。